

令和5年5月2日

各私立高等学校等設置者 様

三重県環境生活部私学課長

三重県私立高校生等奨学給付金制度（新生に対する一部給付の早期化（前倒し給付））の周知について（依頼）

平素は、三重県の私学行政の推進にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

三重県では、標記給付金について、県外の私立高等学校等に在学する場合、保護者等が三重県へ直接申請することとしており、下記の申請期間で受付を行います。

つきましては、貴校において、保護者等が三重県内に在住している標記給付金の対象生徒に対して、申請書類等を配布いただき、制度の周知にご協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 申請期間 【新生に対する早期給付】令和5年5月31日（水）まで
- 2 三重県ホームページ  
私立高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）について  
<https://www.pref.mie.lg.jp/SIGAKU/HP/shigaku/85681021366.htm>
- 3 申請書の入手方法
  - (1) 三重県ホームページ（私学課）よりダウンロードする。
  - (2) 三重県環境生活部私学課へ電話等で郵送を依頼する。

事務担当

三重県環境生活部

私学課 鈴木

TEL 059-224-2161

FAX 059-224-2408

E-mail [sigaku@pref.mie.lg.jp](mailto:sigaku@pref.mie.lg.jp)